

## 東葉高速線コンコース行先表示器の地域情報掲載の運用に関する細則

## (趣旨)

第1条 この細則は、東葉高速線コンコース行先表示器（以下「行先表示器」という。）の地域情報掲載の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (掲載情報)

第2条 行先表示器に掲載できる情報は、東葉高速線の利用促進及び地域の活性化につながるものと判断できる東葉高速線沿線等で開催される催事を対象とする。ただし、東葉高速鉄道株式会社総務部企画課長（以下「企画課長」という。）が承認した場合はその限りではない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 美観を損し、公衆に不快の念を与えるもの
- (3) 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でないもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 特定の政治活動又は宗教活動に該当するもの
- (6) 営利目的の広告宣伝に該当するもの
- (7) 求人案内に該当するもの
- (8) 東葉高速鉄道株式会社の事業の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるもの

3 掲載情報の画像形式はビットマップ（24ビット）形式とし、サイズは1920（ピクセル）×640（ピクセル）とする。

## (掲載利用料)

第3条 行先表示器の掲載利用料は、無料とする。

## (掲載期間)

第4条 掲載期間は、掲載開始日から14日間以内とする。ただし、企画課長が必要と認めた場合はその限りでない。

( 利用の申込 )

第 5 条 利用を申し込みしようとする団体等は、東葉高速鉄道株式会社総務部企画課長(以下「企画課長」とする。)に行先表示器利用申込書(別紙)及び掲載情報のデータ(CD もしくは DVD に限る)を提出し、承認を受けるものとする。なお、提出したデータは返却しないものとする。

2 同一団体等が同一利用期間中において掲載できる情報の数は、1つの情報までとする。

3 利用の申し込みは、利用開始日の10日前までとする。

( 利用の承認 )

第 6 条 利用の承認は、原則として申し込み順に決定する。

2 企画課長は、前条第1項の規定により申し込みがあったときは、これを審査し、その結果を速やかに申込者へ通知するものとする。

3 企画課長は、毎月の申込状況を翌月の10日までに東葉高速鉄道活性化協議会会長に報告するものとする。

( 利用内容の変更 )

第 7 条 利用者は、掲載期間中に利用申込の内容に変更があったときは、速やかに企画課長へ届け出る必要がある。

( 利用の停止 )

第 8 条 企画課長は、利用者が本細則に違反し、又は行先表示器の運用に重大な支障を生じさせたときは、その者に係る利用の承認を取り消し、又は一定期間の掲載の利用を停止できる権限を有する。

( 報告書の提出 )

第 9 条 企画課長は、必要に応じて利用者に対し、掲載の利用に係る事項について報告を求めることができるものとする。

( 利用者の責務 )

第 10 条 利用者本人が掲載した情報に関して生じた損害賠償等の一切の責任は、利用者が負うものとする。

2 掲載する情報等の作成経費は、利用者の負担とする。

( 免責事項 )

第 1 1 条 利用の取り消し、又は利用の停止、その他利用者が受けた損害については、東葉高速鉄道株式会社はその責任を負わないものとする。

2 東葉高速鉄道株式会社は、掲載の利用により発生した損害及び掲載を利用できなかったことにより発生した損害に対し、いかなる責任も負わないものとする。

( 著作権 )

第 1 2 条 行先表示器に掲載されている文字、写真、イラスト等の著作物は、著作権の対象となり、その権利は利用者にある。

2 これらの著作物は、「私的使用のための複製」や「引用」などの著作権法上認められた場合を除き、無断で転用・引用することはできない。

( 補則 )

第 1 3 条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別途協議するものとする。

附 則

この細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。